

平成 23 年第 2 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

平成 23 年 6 月 16 日（木曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 23 年 6 月 16 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 127 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第 3 議案第 128 号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第 4 議案第 129 号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第 5 議案第 130 号 大仙市南外多目的集会施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第 6 議案第 131 号 大仙市南外生活改善センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第 7 議案第 132 号 大仙市西仙北スポーツセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第 8 議案第 133 号 大仙市西仙北生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第 9 議案第 134 号 大仙市へき地保育所条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第 10 議案第 135 号 財産の取得について

（質疑・委員会付託）

第 11 議案第 136 号 平成 23 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について

（質疑・委員会付託）

第 12 議案第 137 号 平成 23 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について

（質疑・委員会付託）

- 第 1 3 議案第 1 3 8 号 平成 2 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 3 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 4 議案第 1 3 9 号 平成 2 3 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 5 議案第 1 4 0 号 平成 2 3 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 6 議案第 1 4 1 号 平成 2 3 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 7 議案第 1 4 2 号 平成 2 3 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 8 議案第 1 4 3 号 中通線新設工事請負契約の締結について
（説明・質疑・委員会付託）
- 第 1 9 議案第 1 4 4 号 平成 2 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）
（説明・質疑・委員会付託）
- 第 2 0 政治倫理条例特別委員会の調査報告について

出席議員（28人）

1 番 大 野 忠 夫	2 番 佐 藤 文 子	3 番 後 藤 健
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 茂 木 隆	8 番 小 山 緑 郎	9 番 小 松 栄 治
1 0 番 富 岡 喜 芳	1 1 番 佐 藤 清 吉	1 2 番 石 塚 柏
1 3 番 金 谷 道 男	1 4 番 武 田 隆	1 5 番 渡 邊 秀 俊
1 6 番 高 橋 敏 英	1 7 番	1 8 番 佐 藤 芳 雄
1 9 番 大 山 利 吉	2 0 番 北 村 稔	2 1 番 高 橋 幸 晴
2 2 番 本 間 輝 男	2 3 番 橋 本 五 郎	2 4 番 藤 田 君 雄
2 5 番 橋 村 誠	2 6 番 佐 藤 孝 次	2 7 番 千 葉 健
2 9 番 竹 原 弘 治	3 0 番 児 玉 裕 一	

欠席議員（1人）

2 8 番 鎌 田 正

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	山王丸 愛 子	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	老 松 博 行
企 画 部 長	小 松 辰 巳	市民生活部長	元 吉 峯 夫
健康福祉部長	佐々木 昭	農林商工部長	高 橋 豊 幸
建 設 部 長	田 口 隆 志	上下水道部長	高 野 永 夫
病 院 事 務 長	伊 藤 和 保	教育指導部長	青 谷 晃 吉
生涯学習部長	武 田 茂	総 務 部 次 長	進 藤 雅 彦

議会事務局職員出席者

局 長	佐々木 誠 治	参 事	竹 内 徳 幸
主 幹	伊 藤 雅 裕	主 査	佐 藤 和 人
主 任	中 川 智 晴		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（児玉裕一君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は 28 番鎌田正君であります。

○議長（児玉裕一君） 本日の議事は、議事日程第 3 号をもって進めます。

○議長（児玉裕一君） 日程第 1、本会議第 2 日に引き続き、一般質問を行います。

2 番佐藤文子君。はい、2 番。

○2 番（佐藤文子君）【登壇】 おはようございます。日本共産党の佐藤文子です。

一昨日の質問者と内容が重複する内容もあろうかと思いますが、質問通告に従って質問させていただきますので、どうか当局におかれましては、簡潔明解、質問にお答えいただけるようお願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1番目の防災対策についてです。

東日本大震災の発生から3カ月が経過いたしました。巨大地震と津波が襲った被災地では、被災者救援でも復旧・復興でも、先の見えない困難が山積しております。また、福島原発事故災害では、放射能汚染が今なお拡大し続け、ふるさとを汚し、見えない放射能の不安におびえながら不自由な避難生活を強いているところです。犠牲になられた多くの方々への深い哀悼とともに、全ての被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

我が党は、日本国民が政治的立場の違いを越えて力を合わせ、国の総力を挙げてこの大災害を乗り越えるとともに、それを通じて国民が誰もが安心して暮らせる新しい日本を築くために、大災害の発生以来、節々で政府に対し一連の要請提起を行ってきたところであります。

さて、一瞬にして全てを奪った東日本大震災と原発事故は、国と地域づくりの上で多くの課題を突きつけております。1つは、日本列島全体に地震災害への警告が発せられている状況にあるということです。2つ目には、災害形態は、農村・漁村・都市・沿岸・内陸ごとに多様であり、復興のあり方もその多様性に対応することが求められているということでもあります。3つ目には、今回の震災では、基礎自治体の機能喪失という事態に陥りました。被害状況の把握、避難所維持、復興への足がかりをつかむ上での深刻な障害を生んでおります。これは被害が広域かつ壊滅的であったためであります。その背景には、限界集落、孤立集落が広範囲に散在している地域での災害があったこと、そしてやはりこの間の市町村合併による行政機能の縮小と自治体職員の大幅な減少があったと言えます。4つ目には、いまだ終息の見通しが立たない原発事故と原子力災害は、原発がいかに関危険なものであるか、全国民と世界に大きな衝撃を与えました。原発に依存したエネルギー政策から再生可能への大胆な転換が求められているということではないでしょうか。こうしたことから幾つかお尋ねいたします。

とりわけ市町村合併後の機構改革や職員定数管理計画のもとでの市職員の減少、また、広域消防の再編計画に基づく消防体制の縮小などは、今後の防災行政に大きな支障をもたらすのではとも感じているところであり、住民の命と暮らしが最優先にされ、災害に強いまちづくりを願う立場でお尋ねするものです。

質問の1番目に、市政報告でも地域防災計画の修正に着手しているとのことですが、修正の基本的考え方とポイントについてお尋ねいたします。

2 番目に、地震や集中豪雨で被害拡大を最小限に抑えるためには、危険箇所の災害発生予防策が重要だと考えます。災害を未然に防ぐために、市内には1, 300近くもの災害危険箇所があります。これらの日常的な点検と必要なところは補修強化を図るなど、災害発生予防策と、そのための体制強化が必要と思いますが、現状と今後の対応について伺います。

3 番目に、一人暮らしの高齢者や要介護者、障がい者など災害弱者と言われる方々の救助・救援・避難誘導などでは、特別の人的、情報体制を構築すべきだと思います。現状に対する認識と、これに対する対応について伺います。

4 番目には、消防職員は救急業務の増大、災害の高度化などにより、広域消防発足時よりも十数名の増加の255名とのことであります。しかしこれは国の積算基準に照らし83名が足りないという状況にあります。そこで広域消防では、代休の返上や有給休暇取得も大変低いという、そうしたもとで過酷な業務が常態化しているようであります。自然災害が多発し、大地震も想定される中で、消防力強化が急がれると思います。消防職員を増やすよう求めるものでありますが、広域組合管理者でもあります市長の考えを伺います。

5 番目には、住宅、建築物の耐震化率の引き上げが急がれるということであります。防災拠点となります公共施設の耐震化率は、秋田県の場合、全国平均から1割ほど低い60.1%となっております。早期に公共施設耐震化を図るべきと思いますが、当市の現状と今後の対応を伺います。

また、一般住宅につきましては、耐震改修補助やリフォーム助成制度を活用しながら進展しているものとは思いますが、耐震改修工事には多額の経費を要することから、県木造住宅耐震改修事業補助金を活用したのは、大仙市の場合、平成21年度で3件、22年度は0件であり、全県的にも非常に低い利用率であるようです。また、耐震改修が、より必要な住宅の所有者が高齢世帯であったり低所得世帯のために工事ができないでいる場合も多く考えられます。このような実情も踏まえ、耐震化率を引き上げる上では、補助率の引き上げも含め特別の対策が必要だと思います。一般住宅の耐震化の現状と対策困難住宅に対する今後の対応を伺うものです。

6 番目には、先にも述べましたように、原発事故では、今、原発の縮減・廃止を求める人が急増し、世界からも原発からの撤退の動きが強まっております。ますます原発から自然エネルギー、再生可能エネルギーに転換することが求められているのではないで

しょうか。太陽光、風力、水力発電への模索が既に始まっているようでありますが、当市でもこうした自然エネルギーの取り組みが求められるところだと思います。気象条件や地形などの諸条件もあります。多様な方策が必要と考えられますが、これに対する所見を伺うものです。

質問の２番目に、２０１２年度改定の介護保険法案についてお尋ねいたします。

２０１２年度の制度改定に向けた介護保険法案改定案が国会で審議中でありましたが、昨日の参議院本会議で可決されました。これについては、日本共産党と社民党が反対を表明したところであります。震災最中の審議は国民にその内容が知らされることなく、短時間で審議が行われ、強行されたというふうにも伺っております。

改定案には重大な問題があります。関連法案改定案の主な柱は、１つは市町村の判断で介護予防、日常生活支援総合事業を導入することができることになったこと。２つ目には、２４時間対応の巡回型訪問介護、看護サービスの創設がなされたこと。３つ目には、２種類以上の在宅サービスを組み合わせる複合型サービスの創設が行われたこと。４つ目には、介護職員による医療行為、例えば喀痰の吸引などでありますが、それが介護者に解禁になったこと。５つ目には、介護療養病床の廃止期限が２０１７年度まで延長されたことであります。

これらの改定案の問題の第１は、市が介護予防、日常生活支援総合事業を導入した場合、市町村の判断で要支援者のうちの一定部分を総合事業に移すことができるというふうなことでありますが、これは要支援１・要支援２といった軽度者を介護保険から外していく、こういう第一歩となるものであります。これまで要支援者が介護保険で受けられていた介護予防サービスとしての訪問介護、訪問入浴サービス、訪問リハビリテーション、訪問看護、医師等による居宅療養管理指導、デイサービス、通所リハビリ、有料老人ホームなどに入所している方の生活介護、ショートステイなどの様々なサービスが同量で、そして同質でこれまでと同様に保証されるものかどうか大変心配され、むしろこの改定案はサービスの低下を招くものではないかと考えざるを得ません。

問題の２つ目としては、介護職員による痰の吸引などの医療行為を解禁・拡大する問題であります。

これまで特養ホームで介護職員が痰の吸引などを行ってきた現状は、看護師不足を国が放置してきたためにやむを得ない処置でありました。医療の知識、技術が十分でない中で事故が起きたらどうするのか、お年寄りの容態が急変したらどう対処するのかなど、

今回の解禁で大変心配な問題であります。本来、こうした医療行為は、医療保険でやるべきものであって、それを介護保険に押しやる、いわゆる医療費抑制策にほかならないと考えるものであります。

問題の3つ目は、新設の24時間巡回型の訪問看護・介護は、サービスの量を増やしても事業所への報酬が一定の包括払いとされるために、必要な介護を必要な時間に提供できないという恐れがあるようです。また、短時間の定期訪問が中心となりますので、状態を確認しながら必要な介護をする条件が狭くなるということが考えられます。

ほかにもいろいろ問題はあるようですが、改定された介護保険法は、医療保険でやるべきものを介護保険に、そして介護保険でやるべきものを市町村に任せる、こういった一層医療・介護の切り下げにつながるものではないかと思います。

以上述べてまいりましたが、改定の介護保険法に対する市長の考えと今後の対応について伺います。

以上で壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉裕一君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、防災対策についてであります。

はじめに、地域防災計画の修正についてであります。このたびの東日本大震災を教訓とし、地震・津波被害に対する対策を基本として、現在の地域防災計画及び防災対策を根本から見直しをする必要があるものと認識しており、一昨日の小松議員、金谷議員への答弁でその工程について説明したところであります。

とりわけ震災対策、地震については、大仙市における過去の大きな地震は明治29年の陸羽地震や大正3年の強首地震で、いずれもマグニチュード7.2規模の地震被害でありました。これらをモデルに想定地震として被害想定を計画しておりますが、このたびのマグニチュード9.0という想像を絶する規模の地震被害を体験し、この想定地震の設定の見直しを図る必要があると考えております。

既に秋田県では4月27日に「地震被害想定調査検討委員会」が設置され、県全体の被害想定調査の前提となる地震等諸条件の検討に入っております。計画では、平成24年から2年間で地震被害想定調査を終えるものと伺っており、これらの結果を踏まえ、大仙市地域防災計画の改訂版を完成させることといたします。

次に、市内の災害危険箇所の現状と今後の対応についてであります。国土交通省湯

沢河川国道事務所、秋田県仙北地域振興局、大曲仙北広域消防本部、大仙市消防団及び各支所担当も含めた大仙市防災担当職員等の関係職員が合同で、水害、土砂災害、雪崩等にかかわる災害防止パトロールを定期的に行い、予防対策の監視と対策協議をしております。

緊急性を要する危険箇所については、互いに協議しながら関係機関への補強等の対応を求めているところであります。しかしながら、中には雄物川の河川敷の築堤工事と長期にわたる工事や土砂災害防止の補強工事等、対策に時間が要するケースもあります。

未曾有の大震災を経験し、議員ご指摘のような危険箇所の日常的な点検が災害発生予防の重要な鍵であることを認識し、こうした巡視活動を年に何回か継続的に行うことができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時要支援者の対応につきましては、国や県が示している災害時要援護者の避難支援ガイドラインにより策定した「大仙市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、一人暮らし高齢者をはじめとする災害弱者の特定と、そうした方々にどのような支援が必要であるかを即座に判断するためのデータベースの作成、さらに、これを活用するための枠組みを構築することが重要な課題であると認識しております。

現在は、各地域における災害弱者とみなされる方々の特定と、これらの方々の避難支援に関する必要事項を示した「個別計画」を策定しております。個別計画の具体的な要素といたしましては、要援護者の身体的状況、かかりつけ医や疾病に関する情報、介護サービスの利用状況などが盛り込まれておりますが、最大の特徴は、あらかじめ3名の避難支援者が特定されていることであり、有事、平時を問わず、初動支援者が確保されていることであります。現時点では70歳以上の方々を対象に実施した状況調査をもとに、744名の方々を要援護者として特定され、その67.7%に当たる504名の方々の個別計画が策定されております。未作成のケースにつきましては、8月末の完成を目途にして取り組んでおります。また、平成23年度には、66歳から71歳までの約6,600名の方々を対象に調査を行い、さらなる要援護者の特定と個別計画の策定を目指して作業を進めております。

個別計画の策定に当たり、本人から提供された情報につきましては、避難支援者や支援機関等の開示することについて同意を得ており、個別計画の作成が完了したものから順次各地域との共有化を図ってまいりたいと考えております。

少子高齢化や核家族化の進行により、今後も要援護者は増加するものと推測され、地

域福祉の重要性はますます高まってきていることから、個別計画の作成と並行して有事、平時を問わず、個別計画を活用する仕組みの構築が不可欠であります。

そうした仕組みの一つとして、挙げられるのが、平時における「見守り支援体制」で、地域の自主防災組織、自治会、民生児童委員、地域住民等との連携を模索し、協議を重ねながら今年度中にその仕組みの構築に一定の目途をつけるべく作業を進めております。これが機能することにより、既に特定されている要援護者に加え、随時新たな要援護者情報の取り込みが可能となり、有事の際には災害支援の枠組みに組み込むことで地域防災体制として一層有効なセーフティーネットとなり得るものであることから、こうした共助を背景とする地域福祉の考え方にに基づき、災害時の避難支援の枠組みを構築すべく作業を進めているところであります。

次に、東日本大震災での広域消防の対応と活動について報告しておきたいと思います。

3月11日の地震発生とともに、総務省消防庁の指示を受け、緊急消防救助隊として秋田県隊とともに活動拠点として指定された岩手県宮古市に向けて出動しております。宮古市には翌12日の午前5時30分頃に到着し、直ちに田老地区での消火活動や捜索を含む救急・救助活動を行っておりまして、宮古市での活動は3月31日まで6次にわたって延べ23隊95名の職員が活動を行ったところであります。さらに4月13日、宮城県南三陸町への出動要請を受け、28日まで2次にわたり4隊10名の隊員が被災地での救急支援活動を行っております。この震災に伴う一連の緊急消防救助隊活動は、8次にわたり延べ105名の職員が出動しており、秋田市の200名に次いで多くの職員を派遣したところであります。

また、市で行っている被災地・被災者支援の「だいせん応援ハウス」にも12回にわたって延べ27名の消防職員がボランティアとして参加をいたしております。

ご質問の広域消防職員数の積算基準についてであります。国の示す消防力の整備指針による広域消防本部の基準人員は、議員ご指摘のとおり338名であります。この基準人員は、大都市圏で消防局体制をとっている東京都消防、ハイパーレスキューを持つ唯一の機関であります。あとはそのハイパーレスキューなどの隊員が登録している横浜、大阪、名古屋、千葉、札幌など一部の大きい消防局で純粋に消防車両に乗車している人員をもとに積算したものであります。大都市圏以外の地域については、それぞれの地域の実情を考慮して増減ができることになっており、隊員の兼任による乗せ替え等は見込んでいない基準人員数であります。

当広域消防本部では、救急救命士を除く救急隊員と、はしご車隊員、救助工作車の乗車人員のうち2名を乗せ替え可能要員として積算し、計画職員数を10名増員し255名としているところであります。

代休の返上や有給休暇も大変低いというご指摘であります。平成22年度の有給休暇平均取得日が4.5日、夏季休暇日数が一人当たり3日となっております。このほかに忌引休暇、結婚休暇は当然利用しております。ただ、消防の場合、隔日勤務の体制であります。隔日勤務の消防職員は、月20日間の非番日もしくは週休日がありますので、こうした勤務の特殊性もご理解をいただきたいと存じます。

各消防本部の国の示す積算基準は公表されておりませんが、署所の数、人口、面積、車両台数や災害発生件数及び防火対象物の数等を考慮し職員数を積算しているものであり、当広域消防本部が計画する職員数は、秋田県の消防本部や東北六県並びに全国の類似する消防本部と比較しても、ほぼ同じ割合となっております。

広域組合では、今後、県内消防比較においても整備率が低い高規格救急車の整備状況改善のため、高規格救急車整備の増加検討と救急救命士の増員を含めた養成を行うとともに、国民保護法に基づく消防力のさらなる強化が求められた場合には、現行の消防体制について再検討を行い、広域議会や関係機関の皆様のご意見を伺いながら消防職員の増員を含む体制の見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、公共施設耐震化の現状と今後の対応についてであります。大仙市では平成20年11月に策定いたしました「耐震改修促進計画」に基づきまして、地震による被害から市民を守るため、耐震化のPRに努めてまいりました。

現在、学校等を主体に耐震補強工事を進め、施工中の大曲小学校の一部を残して完成させており、市所有の大規模な特定建築物については、棟数割合およそ80%の耐震化率となります。

今後は、防災の拠点となる庁舎や公共施設の耐震化を行ってまいりたいと考えておりますが、東日本大震災を教訓に「大仙市地域防災計画」の見直しが行われておりますので、結果によっては耐震化工事の優先順位が変わってくるものと考えられますので、工事のスケジュールなど見直しが必要と思われます。

次に、一般住宅の耐震化についてであります。市では平成21年度から木造住宅の耐震化を促進するものとして「木造住宅耐震診断補助事業」を実施しており、平成21・22年度それぞれ3件計6件の実績がありました。

全県的に見ましても耐震診断の実施率は非常に低い状態ですが、実際に耐震化工事へと推し進めるために、大仙市でも既に議会で承認をいただいているとおり、本年度から改修工事に対しても補助制度を設け、この7月から実施してまいります。この制度の内容は、国・県の補助も財源として、工事費の23%、上限を50万円として補助金を予定しております。工事に対しましても補助制度を設けることによって、ご指摘のとおり工事費に対して市民の負担が少しでも軽減され、耐震化が図られていくものと考えております。

次に、高齢世帯や低所得世帯につきましては、福祉部門との連携のもとに、常日頃より住まいや環境の状況把握に努め、状況によっては市営住宅への入居なども視野に入れながら相談体制を作ってまいりたいと考えております。

次に、自然エネルギーの活用につきましては、発電やその利用において二酸化炭素の排出がほとんどないなど、環境にやさしくクリーンであることから、今後のエネルギー政策上からは導入意義の高いものであると認識しているところであります。

市では、平成20年3月に大仙市環境基本計画を策定し、新エネルギー導入の推進を目標として掲げ、太陽光など環境への負荷の少ないクリーンな自然エネルギーの活用と普及促進を図ることとしております。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のまとめたところによりますと、秋田県は風力発電の設備容量が全国第5位、地熱発電が全国3位となっており、さらなる事業化が期待されるところであります。気象などの自然的な条件、地理的な立地条件、また、大きな設備投資費用がかかるため、なかなか普及しないという問題があります。

しかし、今般の大震災に伴い、原子力や火力を中心とした大規模・集中立地型の発電から太陽光、風力、地熱などと中・小規模分散型の自然エネルギーによる発電への転換が求められております。

当市におきましても今後の技術革新や社会情勢等の自然エネルギー分野の動向を留意しつつ、事業の安定性と継続性を検証し、継続的な利用促進と小規模水力発電や太陽光発電など、市の地域特性を踏まえた具体的な取り組みの検討を加速させてまいりたいと考えております。

質問の第2点は、介護保険法の改正案についてであります。

平成23年4月に国会に提出されました「介護サービスの基盤強化のための介護保険

法等の一部を改正する法律案」は、この国会で成立したようではありますが、高齢化の急速な進展により一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、さらには高齢者が求める支援の多様化など社会環境の変化が背景にあります。特に一人暮らしの高齢者や夫婦のみの世帯については、２００５年に８５１万世帯であったものが２０２５年には１，２６７万世帯に増加するものと国は見込んでおり、それにより医療や介護のニーズは確実に増加するものと推測されております。

今回の介護保険改正法案では、地域の中で住民相互の助け合いを行う地域住民参加型の社会保障を展開するため、介護保険サービスのみならず、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体として提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、「医療と介護の連携の強化」、「介護人材の確保とサービスの質の向上」、「高齢者の住まいの整備」、「認知症対策の推進」、「保険者による主体的な取り組みの推進」の５つの柱を軸に国会で審議され、このたび成立したものであります。

その中で「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、柱の一つにある「医療と介護の連携の強化」の中で実施されるもので、平成１８年度から実施されている要支援者に対する予防給付が訪問介護においては生活援助に割り引かれるケースが多く、本人の能力をできる限り活用して自立を促すという趣旨が徹底されていない状況が国の社会保障審議会で検討されたものと伺っております。

また、一定の条件を満たした介護職員による痰の吸引等についても、介護現場において多くの割合を占める医療ニーズの高い重度者に対し、質のよいサービス提供できるよう求められているものに対応するものとされております。

このほかにも時代の背景に即した課題に対し、介護保険制度を持続するための改正案が盛り込まれておりますが、現段階で国から示されているものだけでは不明瞭な部分があることも事実であります。それゆえ、議員がご指摘のように、医療保険でできないものを介護保険で、介護保険でできないものを市町村へと、順送りの改正の中身が見受けられる側面もありますので、現段階では高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して生活が送れることが重要であり、そのためには介護を必要な方、介護予防を必要な方など、地域の社会資源を活用しながら高齢者のニーズに合った適正かつ公平な介護保険制度の運用が不可欠であると認識しております。

今年度は、次期老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定年度であり、この計画策定に当たっては国から指針が示されており、今改正案に沿った形で、現在、高齢者の日常

生活におけるニーズ調査を実施しております。

今後につきましては、これらの調査結果をもとに地域の課題や高齢者のニーズを的確に把握し、あわせてこれからの症例等の動向も見ながら計画策定に取り組みたいと存じております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 2番、1番目の項目についての再質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 詳細なご答弁ありがとうございます。

まず、防災対策に対する再質問として幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、①番については了解いたしました。是非とも推進させていただきたいというふうに思っております。

2番目の災害危険箇所についてのご答弁では、日常的なそうした点検というふうなことに取り組むことが重要であるというふうな、そういう認識を持って答弁されたように思います。いずれ何度となく大震災の後、大きな余震も起きているわけですが、そのたびに非常にその危険箇所と言われるところへのダメージも広がっているわけだと思えます。非常に箇所が多いだけに、この危険箇所の点検、あるいは補修というふうなものは非常にやっぱりそれを行う職員の体制というふうなものでも、結構体制が強化しなければいけないのではないかとこのように思いますが、特に各支所ではこの合併後、職員は30%以上減少しているわけですので、こうした今の災害の発生度合いなどから比べて、しっかりとした危険箇所の点検が行われる体制にあるのかどうかという点についてもう一度ご見解を伺いたいと思います。

次に、一人暮らし等災害弱者に対する支援、見守り体制を強化する上で、いろいろこの特別のこの対応を図るというようなご答弁でありました。現状でも既に500件ほどの高齢者の支援体制というふうなものをとおられるというふうなことのようであります。実は3月11日のこの震災の時に、障がいを持った一人暮らしのご家庭でありますけれども、そこでは断水がありましたけれども水は何とか調達できたという経緯もありますが、給水活動は各公民館で行いますので、必要な方は取りに来てくださいというふうな、そういう巡回がございまして、それに駆け回った方々はもちろんいるわけですが、障がいを持った方とかお年寄りの一人暮らしの方は、はっきり言ってこの巡回の放送がよく聞こえなかったというふうなこと、そしてまたそういう放送があっても公民館などのようなところに取りに行く手段もないと、これがやっぱり実態で、なかなか

かこうこまめに、今必要なものに、必要なところに必要なものをしっかり届ける、いわゆるやっぱりこれも人的な体制なんだと思いますけれども、そういった意味でシステム構築では、この弱者に対する救助・救援・避難誘導・安否確認も含めて、やっぱりこの人的体制というふうなものが大変必要になってくるのではないかというふうなことを思いますので、市長が答弁されたこの要援護者へのこの支援体制では、こうしたこまめなあれがしっかりできるのかどうかということ、その辺を確認の意味でお聞きしたいと思います。

それから、消防力の強化の問題ですけれども、消防職員を全国的なそうした要請があつたりすれば、増員も含めて検討する必要があるだろうというような答弁だったように思います。実際いろいろこの広域的なこの支援体制、そういったものが行われ始めているわけですので、いずれこの消防体制の強化というふうな点では、そう遠くない将来に増員も含めた検討がなされるのではという思いで答弁を聞いたところでありますが、実際にはこのいつ頃そういうふうな検討に入られるものなのか、もし具体的なそういう見通しがあるのであれば、もう一度この点についてお聞きしたいと思います。

1 番についてはこの 3 点でお願いいたします。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤文子議員の再質問に答弁いたします。

はじめに、災害危険箇所の問題であります。確かに箇所数が大変多いので、すぐに対応できない部分もたくさんございます。この問題につきましては、それぞれの担当部署、地域におきましては支所ができるだけ日常的な点検という気持ちをひとつ持って仕事していこうということにしています。全体の仕組みとすれば、先程申し上げましたように関係機関が一緒に見て回る、これは優先でやらなきゃならない部分を中心にしていきますけれども、こうしたものをもう少し回数を増やしながら、場所によっては必ず市単独ではなくて、県だったり、あるいは国だったり、一緒に相談していかなきゃならない部分はありますので、一緒にやはり巡回する、点検していくということの回数を、できるだけ増やしていくということが大事ではないかなと思っております。

職員数が減少して大丈夫かという問題ですが、確かに少ないよりは多いということですが、今の電力の問題でも、みんなできちっとやればカバーできるというような考え方で、この災害対応、危険箇所の関係につきましては、やはりある程度の知識・経験を持った職員でないと対応できないということになりますので、現在ある戦力で最大

限対応するということで乗り越えていかなきゃならないかなと思っています。

それから、この障がい者や要援護者の避難等の問題のところではありますが、先程ご説明申し上げましたように、この災害時要援護者登録及び個別計画、これで全部がカバーできるわけでは私はないと思っておりますが、具体的な計画を立て、そういう場合に計画を持っていますので、3人の方が連絡し合って、その方をサポートするに行くという、そういうことは大仙市はかなり具体的に今、取り組んでいるところだというふうに認識しております。県内でもまだ手つかずのところが多いという状況の中で、町の部分では美郷町や、あるいは八峰町、こうしたところは進んでおりますが、一定の市のところでは大仙市が一番進んでいるところまでできております。特定できた部分の700余りの中で500というところまでできましたので、これを何とか夏頃まで残りをやりまして、もう少し範囲を広げてこれをやっていくと、こういう形でまずできるだけ早い時期に計画と、それから行動できるようにまとめていこうということで今やっておりますので、ただ、実際に様々な問題が起きた場合、これをもっていろいろあれしてて対応できるかという問題は、今回の地震等でもあったわけです。これはひとつ、こうしたものを全体計画として持ちながら地域に下ろしていきますので、ひとつ町内会、あるいは自治会等のところでこういう問題をまた再度考えていただきながら、何か事が起こった場合は組織云々じゃなくて、まず誰かがそういう人を応援してやるというそういう気持ちがなければきっちり対応できるものじゃないというのが、これ危機管理の問題ではないかと思っております。そういうことを市民全体で共有することが大事ではないかなと思っています。

それから、消防職員の関係ではありますが、広域消防、かなり広域な地域を担当しておりますので、前々からかなり定数の問題については少しずつこの定数を上げたいという考え、あるいは中で調整できるものについては上げてきておりますけれども、現在のいろいろな体制をずっと私見てまいりまして、やはり今の法定定数ではかなり厳しいというふうに思っています。ただ、職員数の数を増やしていくということは、当然、構成市町村の財源手当が必要です。この辺も両副管理者、美郷町、仙北市とよく話し合っていないと、我々のところはかなり厳しい状況と把握しておりますけれども、意外と両市・町の場合はまた違う考えを持っていらっしゃるようなところもありますので、お金のかかることですので、まずよく相談しながら、やはりより消防力・防災力の強化できるような形にしていかなきゃならないと思っています。

ただ現在、少し急がなきゃならないと思っていますのは、高規格救急車の体制が非常に当広域消防が遅れているということでもあります。ただ、普通の救急車対応、救急車については不足しているというわけではないのですが、今の時代とともに高規格化がどんどんどんどん進んできておりまして、その対応が広域消防、少し遅れているということでもありますので、このペースをひとつ上げていきたいと思っています。そうしていきますと、いわゆるこの高規格に乗る場合は5人の人が配置しなければなりませんので、普通の救急車というのは3人でよろしいんですけども、この分やはりその255人以下の体制ではやっぱり回りきれない、あるいは救急救命士を養成で半年間ぐらい東京に行ったりしなければならぬということもありますので、そのバックアップも入れなきゃならないということです。この高規格救急車を進めていくには、その人員もやっぱり増やしていかなきゃならないということになりますので、その辺の問題も含めまして消防力・防災力の強化ということで両市・町ともよく、今協議はしておりますけれども、より協議を深めていきたいと思ひますし、あと、それぞれの自治体も財政的にはそんなに豊かではありませんので、何とか広域議会の皆様を含め、大仙市議会の皆様からも、その辺の事情をよくご理解いただきながら、ある意味では少し後押しをお願いしたいなというのは本音であります。

以上です。

○議長（児玉裕一君） 2番、この1番目の項目について再々質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 最後の消防力の点で、財政的な問題もあるので構成市・町のいろいろ協議の必要な分野だというようなことは私もわかります。今回の震災を受けまして、非常に災害の被害が非常に大きいというふうなことも含め、救助・復旧・救助、こういった部分ではこの消防力という専門のプロの集団にやっぱりこのお願い、お願いというか頑張ってもらわなきゃならない、そういった状況がはっきりしたと思います。市長はいろいろこの地域防災計画の中で、やっぱりコミュニティというふうなものが非常に大事になってくるというふうなこともお話されていたような気がしますけれども、このコミュニティで各自治会等で日頃のこの地震対策、こういったものを自治会ごとにしっかりその地域に住む皆さんが身に付ける、そういうふうな意味でも、この消防署が行っている予防業務という、こういった部分で消防署の皆さんのお力が発揮される時期なのではないかなというふうに思います。そういう意味で、予防職位というなのは国の基準

でいいますと予防業務は基準では22名ほどの配置をされているようですが、当広域消防では、いわゆる業務から帰ってきて、そして予防業務にそのまま入ったりするというふうな、そういう非常にこう激務の中で長時間勤務し続けながら予防業務にも携わって、しかも人数も大変低いというふうな状況もあるようですので、是非この大震災、これから起こり得るこの災害のことを見通して、地域での防災力をつける上でコミュニティの力を、コミュニティでの防災力を強化する上でも、消防力・予防業務の携わる消防職員の人員を、体制を増やすというふうな意味からも、是非ともこの消防署員の増員を、この災害を機に急いで検討願えればというふうなことをお願いしたいと思います。

1 番目については以上です。もし答弁があればお願いいたします。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 広域消防の職員の関係については、先程来私からも申し上げましたとおり、もう少しやっぱり人を増やしていかなきゃならない時代に入ってきたらということで、いろいろ議会の皆様ともいろいろその辺のところを事情をご理解いただいて、厳しい財政状況の中でも増やしていくという方向付けをしていただきたいと思いますと思っています。

ただ、このちょっと違うのはですね、この広域消防だけが、予防とかいろいろ指導する機関でもありますけれども、我々実際今展開しているのは自主防災、消防団の皆さんがやっぱり地域の守り手でありますので、この自主防災組織を中心にしながら、やはり自分たちで一定のやっぱり防御をしていこうということを徹底していく、その指導的役割が広域消防というふうな位置付けでありますので、むしろ全体の消防力・防災力からいきますと、この消防団関係も含めた今頑張って作ろうとしております自主防災組織、145しかまだできてきておりませんので、これをできるだけやっぱりそれぞれに網羅していくということが大事ではないかと。あわせて、広域消防とともにその消防団関係も含めたこの自主防災という仕組みづくりにやっぱり力を注いでいきたいと思っています。

○議長（児玉裕一君） 次に、2 番の項目についての再質問ありますか。はい、2 番。

○2 番（佐藤文子君） それでは、改定介護保険のことについて、これは要望と言いますか市長も質問で行ったいわゆる医療保険から介護保険へ、介護保険からまた市町村へというふうな、はっきり言えば医療・介護費用の抑制方向にこの改正案が、そうしたものもあるというふうな、そういう部分だというようなところも心配されている様子も答弁

にあったわけですが、1つだけ、新しく創設されたそのあれですね…総合事業の関係ですが、これは市町村の判断で、ですから広域介護保険で、これは市町村に移しますというようなことを選択することができるというふうな内容のようなんです。そして、選択した場合には、そのサービスの内容を、この市の事業にするかどうかというものも、これも選択するというふうな内容のようなんです。結果的に介護保険で行える、行っていくというふうな市長の要支援1・2の方々への介護サービスも、これまでどおり介護保険で行っていくというふうなことが市長さんの心の中にあれば、サービスは決して低下しないのであるというふうに思うものですから、その辺、今回は市町村の判断で導入するかどうか決めるというふうな内容のようですので、この介護、高齢者の軽度の高齢者に対する介護サービスの低下を招かないためにも、引き続き介護保険で行っていくというふうなこと、そこら辺要望するものですが、その点に関する市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 今回の介護保険法の改正についても、総論的な部分は非常にいいことあったりしますが、いわゆる抑制しようというものが強いような気がします。ただ、法律が決まって、これから省令、政令等、いろいろ組み合わさってくると思いますが、やっぱりそこはよく注意してやっていかなきゃならないと思っております。現場でいろいろ今までやってきた感じでは、横出しがまた入ってきたり、出ていたり、入ってきたりと、こういう非常に変な繰り返しではないかなと思いつつやっていますけれども、ただ我々基礎自治体という単位で介護保険は一緒にやっていますけれども、やはりその利用される方の実態、実情に即した形で何とか支えていくというのが原点だと思いますので、そこはきちんこの制度の改正等の中身を見ながらやるべきものはやはりやっていかなきゃならないという考え方を入れながらやっていきたいなというふうに思っております。

ただ、いろいろ頑張れば頑張るほど、どこかに跳ね返り、おそらく保険料に一定の跳ね返りは、これはしょうがないことではないかなと、今の制度では。そのところが改正に対してもう少し大きい段階で議論、整理をしていただければよかったかなと思いますが、法律が通って、いろんな政省令が出てきますと我々は執行していかなきゃならないので、まずできるだけその中身をよく検討して、利用者の皆様がやはり困らないようにやっていかなきゃならないのではないかなと思っています。

○議長（児玉裕一君） 2番、この点についての再々質問はありますか。

○2番（佐藤文子君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉裕一君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前11時15分に再開いたします。

午前11時04分 休 憩

.....

午前11時15分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、16番高橋敏英君。はい、16番。

○16番（高橋敏英君）【登壇】 だいせんの会の高橋です。

まずはじめに、東日本大震災により被害に見舞われ亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ボランティアにて復興に尽力されている方々に感謝を申し上げたいと思っている次第です。

それでは、通告は2つしかありませんけれども、中身書いてませんけれども、通告に従いまして、市民の声になり代わりまして質問させていただきます。

はじめに、市長は大仙市の舵取りとして、常に市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいるように思います。しかし、今の社会情勢は非常に厳しい状況にあります。市民が安心して暮らせるには、最低の生活ができる一定の収入があつてのことと思います。大学を卒業しても仕事に就けない方、働きたくても仕事がない方、毎日の生活に不安を持っている方がたくさんいるように思われます。

そこで市長に伺います。当局より住民生活基本計画、また、大仙市マスタープラン等が示されました。確かに素晴らしい計画です。しかし、大仙市の経済の発展とどのように結びつけているものなのか私にはわかりません。地方交付税に頼らない大仙市の発展を望むものです。もし市長にそのような考えがあるとするのであればお聞かせ願いたいと思います。できれば、通常のマニュアルどおりではなく、市長の本音でお願いします。

次に、仙北組合総合病院の改築整備について伺います。

まずもって設立総会が無事に終了したことを心よりお慶び申し上げます。

この件は私が15年前、議員となった頃からの念願の事業でもあります。旧大曲市民、そして今般、大仙市民もやっとかと思っておるところでしょう。市長におかれましては、

今日までのご尽力に感謝を申し上げるとともに、心より御礼を申し上げます。

そこで伺います。事業が進めば進むほど、市民はいつできるのか待ち遠しいものです。そして早く完成してほしいと願っていることでしょう。先般の説明のスケジュールでは、来年着工ということですが、ちょうど震災の復興と重なっているように思います。もちろん震災の復興を最優先させなければならないことは言うまでもありません。今、建設資材が不足している現状です。今後の事業がスケジュールどおりに進むことができるものなのか、あくまでも組合の施行であります。市としての考えがありましたらお聞かせ願います。

以上で終わります。

○議長（児玉裕一君） 16番高橋敏英君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 高橋敏英議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大仙市の経済発展についてであります。

本市の経済につきましては、多くの地方都市と同様、総じて閉塞感を払拭できない状況であり、今般の東日本大震災や福島第一原子力発電所事故等の影響も重なり、安定した市民生活を営む上で不安材料となっているものと認識しております。

本市では、市が抱える課題にしっかり対応し、よりよいまちづくりを着実に進めていくため、本市の市政運営の羅針盤とも言うべき「大仙市総合計画」を平成17年度に策定し、その推進に努めてきたところであります。

昨年度は、刻一刻と変化する経済社会情勢に迅速に対応していくため、同計画における基本計画並びに実施計画を新たに策定し、現下の厳しい状況を打開しようと、現在この計画に基づいた取り組みを推進しているところであります。

また、総合計画をより具体的に推進していくためのアクションプランとして、都市計画マスタープランや住生活基本計画をはじめ、産業、福祉、環境など各分野において個別計画を策定しており、これら個別の計画の着実かつ実効ある推進を図っているところであります。

「都市計画マスタープラン」は、本市の長期的な都市計画に関する方針として目指すべき都市の将来像を定め、これまでの拡散型都市構造から持続可能な都市経営を可能とする集約型都市構造への転換を図るための計画であり、住生活基本計画も安全で安心して暮らせるまちづくり、定住促進のための魅力ある居住環境の整備の実現方針を定めたものであり、各分野における個別計画とあわせ、本市の将来都市像の実現に資する重要

な計画となっております。

一方、財源に目を向けますと、本市はその収入の多くを国が地方自治体間の財源の偏在や不均衡を調整する地方交付税に依存しており、この状況は今後も続くものと考えております。

しかしながら、施政方針演説でも申し上げましたとおり、「市民生活の安定と経済の活性化や子育て支援と教育の充実」、「安心できる健やかな暮らしの実現」、「活力ある農林水産業の確立」、「長寿社会に対応できる地域公共交通の確立」などの取り組みを総合的かつ一体的に進めることにより、地域の活力を高める地域主権型社会に結びつくものと考えており、本市の経済発展、自主財源の確保による、より健全な財政運営へ転換が図られるものと考えております。

今後、こうした取り組みを実を結ばせ、市民の皆様が将来に希望を持ち、安心して暮らせるまちの実現のため、最大限の努力をする所存であります。

質問の第2点は、仙北組合総合病院の改築整備についてであります。

仙北組合総合病院の改築問題につきましては、高橋議員と同様に市としても念願の事業であり、平成9年2月に設置した「仙北組合総合病院建築検討委員会」での改築推進に向けての協議や平成16年8月に設置した「仙北組合総合病院早期改築推進会議」による早期改築の要望など、改築の気運を盛り上げてはなかなか思うように進まないということの連続でありました。

早期改築推進会議会長として、秋田県及び秋田県厚生連への要望活動を続け、その結果として平成19年7月、県議会で当時の寺田知事が厚生連病院改築に対する新たな支援策を公表するなど、病院改築が進むものと考えておりましたが、農林水産省の指導等により病院改築が示されない状況が続いておりました。

国が地域医療を支援する新たな補助制度の創設を検討しているとの情報などにより、市として現病院にできるだけ近い場所を候補地と想定し、事業費を算出する等、病院改築の方策を模索しながら秋田県厚生連との協議を重ねてまいりましたが、途中で秋田県厚生連が公設民営について検討しているとの報道があるなど、方向性が見出せない状況が続いてきたところであります。

そのような中、平成20年10月、旧ジョイフルシティ大曲が閉店し、仙北組合総合病院の改築問題に加え、中心市街地における大型空き店舗という新たな課題が発生したため、旧ジョイフルシティ大曲敷地等を活用し、市街地再開発の手法により病院建設が

できないかを検討したところであります。

さらに、国の平成21年度補正予算で「地域医療再生臨時特例交付金」の創設があり、今を逃しては病院改築は難しいものになるというそういう思いで秋田県に対し、病院改築を柱とする本圏域を対象とする地域医療再生計画の策定を強く要望するとともに、病院改築にかかわる専任の担当部署を設置するなど、万全の体制を整え事業推進に向かったところであります。

厚生連病院の建築が「郊外型」へ向かっている中での市街地への病院建設でありましたが、区画整理事業による都市基盤整備が進み、公共公益施設が集積している特性や既存の資産などの有効活用ができ、高齢者や若い世代など、誰もが暮らしやすく自動車に依存しない、歩いて暮らせる「生活街」としての再生が可能と考え、秋田県及び秋田県厚生連と協議させていただいたところであります。

昨年5月13日、地権者の皆様の理解を得て準備組合を設立し、基礎調査や再開発基本構想の検討、事業成立の検討を重ねてまいりました。その都度、議員の皆様へ状況を報告するとともに、貴重なご提言をいただいていたところであります。

一昨日、本組合の設立総会を開催する運びとなり、市としてもようやくスタートラインに着いたのだと、気を引き締めて事業の推進に当たる決意を新たにしたところであります。

今後のスケジュールであります。新病院につきましては商工ビルや旧ジョイフルシティ大曲の解体工事を来年1月頃から開始できるよう事業を進めております。解体には約6カ月程度要し、病院棟の建設工事が6月頃、本体工事を約20カ月程度と見込んでおり、新病院を含む北街区は平成26年2月頃の完成を予定しております。その後、医療機器の搬入や入院患者の移転を行い、平成26年5月か6月頃の開院を目指しております。

建築資材の不足の関係につきましては、去る4月、この度の震災における住宅建設資材にかかわる需要状況を林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省が連携して、住宅生産関連団体、住宅建設資材生産団体等を対象に実施したアンケート調査の結果、概ね震災前の生産量を確保できる見込みとの回答もあり、本格的に工事が始まる来年夏以降は建設資材不足が少しは解消していくものと考えております。したがって、予定どおりの完成を目指してまいりたいと考えております。

今回の市街地再開発事業は、仙北組合総合病院の改築が大きな目玉となっております

が、病院跡地の利活用についても一気に解決することとし、病院以外にもバスターミナル、福祉関連の公共施設、商業施設や駐車場を一体的に整備するなど、将来にわたり安心・安全に暮らしていけるまちづくりと中心市街地の活性化に寄与できる事業と確信しております。

大曲・仙北圏域の住民の皆様に対し、圏域共通の課題でありました病院改築について方向性を示すところまでできたことで、さらなる関心をいただき、「住民みんなで創る病院」となるよう、今後もより一層の努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（児玉裕一君） 16番、1番の項目についての再質問ありますか。はい、16番。

○16番（高橋敏英君） 市長の答弁でいきますと、活性化というところにあまりウエイトが置かれているように聞こえませんでした。今このマスタープランといろいろな基準が決まったわけですかね、これマスタープランは。というのは、今現在、民間でいろんなことをしようとしても規制が厳しくなりまして、逆にこれが民間の足かせになる可能性が往々にしてあるわけです。今、規制緩和ということ、国もいろんな形で規制を緩めているわけです。これに逆行しているのではないかと思うわけですので、その点を一つだけお願いします。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 規制緩和の話であります。今、様々な形で、また大きく言いますと特区であるとかいろんな考え方で規制は、一定の基準はやっぱりなければならないと思いますが、規制的なものはできるだけ取り払えるものとは違って、こうというのが国全体の動きであろうと思いますし、大仙市としてもやっぱりそういう動きの中で民間の皆さんの活動を活性化するためにも、そういう方向でいかなければならないというふうに思っています。ただ、公共事業をいろいろ進める場合、一定の基準、規則、これだけはやはりしっかりしておかないと、国民、市民の税金で行う事業でありますので、このところは規制というよりも一つの基準としてしっかり我々持って、あとは許せる範囲、その条項の読み方、あるいは相談の受け方の問題であろうと思っていますので、できるだけ様々な民間の皆さんの活力ということで活性化のために動いている皆さんのひとつ考え方を、できるだけ行政側も受け止めて一緒に相談に乗れるような仕組みにしていかなきゃならない、そういう職員体制、職員の資質の向上をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、その辺は我々ももう少し担当する職員等々も指導しながら、そういう気構え、心構えで事業の関係について協議できるよう、相談に乗れるよう、

やっておかなきゃならないと思っています。

○議長（児玉裕一君） 16番、この点についての再々質はありますか。

○16番（高橋敏英君） ありません。

○議長（児玉裕一君） 次に、2番目の項目についての再質問ありますか。

○16番（高橋敏英君） ありません。

○議長（児玉裕一君） これにて16番高橋敏英君の質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第2、議案第127号から日程第17、議案第142号までの16件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第127号から議案第142号までの16件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第18、議案第143号及び日程第19、議案第144号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

お手元の資料No. 3の追加の議案書をご覧いただきたいと思います。

1ページになります。

議案第143号、中通線新設工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、都市計画道路中通線の新設に係る工事請負契約の締結について、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

先般、入札価格以外に業者の施工実績などについても評価を行う総合評価方式による条件付き一般競争入札を執行した結果、秋田振興・高吉特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、契約金1億8,900万円で仮契約を締結したところであります。

工事の内容についてであります。大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行区域内において、鉄道と道路が交差するアンダーパス部分から大花町側に都市計画道路中通線、

延長 7.3 m を新設するもので、舗装工事を除き地盤改良工事や U 型擁壁工事などを行うものであります。

工期は、平成 23 年 6 月 27 日から平成 24 年 3 月 26 日までとしております。

続きまして、お手元の資料 No. 4 の大仙市補正予算書〔6 月追加補正〕をご覧くださいと思います。

1 ページになります。

議案第 144 号、平成 23 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択に伴い、自治組織が備品を購入するための事業費について補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 240 万円を追加し、補正後の予算総額を 443 億 2,146 万 7 千円とするものであります。

はじめに、4 ページをご覧くださいと思います。

債務負担行為の補正であります。債務負担行為の補正につきましては、大曲通町地区市街地再開発組合に対する損失補償の平成 23 年度分について設定するものであります。期間は平成 23 年度以降事業費借入金償還日満了の日までとし、限度額を 6 億 8,225 万 9 千円とするものであります。

大曲通町地区市街地再開発事業の事業主体となります本組合が 6 月 14 日に設立されましたが、この事業の財源は国・県・市の補助金と組合が所有する保留床の処分金となっております。

国・県・市の補助金につきましては、組合が実施する事業の出来高に応じて各年度に入ることになっておりますが、保留床の処分金につきましては、平成 25 年度から平成 27 年度の歳入となる計画であるため、組合では保留床が最終的に処分される平成 27 年度までに資金不足が発生することになります。このため、組合では不足する資金について金融機関から借入れを行い、事業を実施していくこととなりますが、借入先となる金融機関からは「金額が大きいので万が一の場合を想定し、市が組合に対して損失を補償する旨の確約がほしい」との申し入れを受けていることにより、今回、市は組合に対する損失補償にかかわる債務負担行為の設定を行うものであります。

なお、市街地再開発事業は、保留床の処分先も確定しており、最終的には資金収支には問題ないものと考えており、事業が終了すれば市の損失補償はないものであります。

次に、事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

7 ページになります。

歳入 20 款諸収入は、コミュニティ事業助成金として 240 万円の補正であります。

次の 8 ページになります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

2 款総務費は、コミュニティ助成事業費として 240 万円の補正であります。

内容といたしましては、太田地域の自治組織連絡協議会が、秋祭りや地域づくり研修会などの各種イベントに使用する展示用パネルなどの備品について、財団法人自治総合センターの宝くじ普及事業費を財源とした一般コミュニティ助成事業を活用し購入することで申請を行っていたところ、今般、事業の採択を受けたことから、それに係る事業費として補助金 240 万円を補正するものであります。

以上、追加提案の議案につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉裕一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第 143 号は建設水道常任委員会に、議案第 144 号は企画産業常任委員会に、議案付託表のとおりそれぞれ付託いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第 20、政治倫理条例特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

本件は、同特別委員会より調査が終了したことから、会議規則第 102 条の規定により、お手元に配付のとおり調査報告書が提出されました。

本件に関し、委員長の報告を求めます。政治倫理条例特別委員会委員長 20 番北村稔君。

○政治倫理条例特別委員長（北村 稔君）【登壇】 政治倫理条例特別委員会の調査結果について、ご報告申し上げます。

より住みよいまちづくりに向け、大仙市議会議員の政治倫理に関する規律の基本事項を定め、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的に、平成 21 年 3 月 16 日に初めての「政治倫理条例検討委員会」を設置し、7 回にわたる協議

・検討を重ねましたが、議員の任期を目前にしておりますして議案提出までには時間的にも困難であり、議員の任期とともに同検討委員会は廃止されました。

議員改選後、新たに政治倫理条例検討委員会が平成21年12月18日に設置され、5回にわたり協議・検討を重ねましたが、県内の市においても市との請負契約等に対する遵守事項に違反しているとして施行2カ月間で規定に抵触する恐れのある事案が多数発生していることや、本人が役職となっている団体についてなど細部にわたり調査・検討しなければならない課題も残されており、検討委員会として政治倫理条例を制定するのは無理があるということから、特別委員会を設置し、条例を制定すべきとの結果に達し、同検討委員会を休止いたしました。

平成22年12月15日、平成22年大仙市議会第4回定例会本会議3日目に、議長発議により「大仙市議会政治倫理条例特別委員会」が設置され、平成23年第3回定例会までの約10カ月間を期限として調査・検討を実施することになりました。

以来、7回の特別委員会では、県内で制定済みの能代市、由利本荘市、大館市、美郷町などの条例を参考にし、特に条例（案）第5条に掲げる「市との請負契約等に対する遵守事項等」においては、議員全員にかかわる関係私企業等の調査を実施するとともに、全国の先進事例を参考にしながら時間をかけて調査・検討してまいりました。

調査・検討の経過は報告書の1ページ・2ページに記載のとおりでございます。

以上のとおり、特別委員会として7回にわたる協議・検討を重ね、「大仙市議会議員政治倫理条例（案）」及び「大仙市議会議員政治倫理条例施行規則（案）」を作成し、2回の議員全員協議会で中間報告をした結果、概ね議員全員の了解を得られたことから、現在、開会中の大仙市議会第2回定例会に条例（案）を提出いたします。

同条例施行規則につきましては、議決事件に定められていないことから、条例が議決された際に同時に施行することとしております。

なお、同条例等が制定された際には、特別委員会が廃止されるため、同委員による政治倫理条例検討委員会として議員の任期終了までに条例等の検証、改正、見直しについて引き続き調査・検討を重ねるものであります。

終わりに、調査・検討にご協力いただきました議員各位に心から感謝を申し上げ、政治倫理条例特別委員会の最終報告といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) 質疑なしと認めます。

以上で、政治倫理条例特別委員会の調査報告を終了いたします。

○議長(児玉裕一君) お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月17日から6月22日まで6日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) ご異議なしと認めます。よって、6月17日から6月22日までの6日間、休会することに決しました。

○議長(児玉裕一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来る6月23日、本会議第4日を定刻に開議いたします。
大変ご苦労様でした。

午前11時48分 散 会